

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人釧路丹頂協会（以下「法人」という。）の円滑な運営を図るため、役員等に対する報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、法人の理事、監事及び評議員の職にあるものとする。

(報酬)

第3条 この規程でいう報酬とは、役員等の日常業務に対する対価をいう。

(費用弁償)

第4条 この規程でいう費用弁償とは、役員等が法人の会議等の出席に要する費用をいう。

(会議等)

第5条 この規程でいう会議等は、次の各号に掲げる。

- (1) 法人理事会、評議員会への出席
- (2) 法人・施設の用務による打合せ等の会議への出席
- (3) 監事による法人・施設の業務監査に係る出席
- (4) 指定委員会の会議などへの出席

(報酬の額)

第6条 報酬等の額は、次の各号に掲げる。

- (1) 法人の代表権を有する理事長は月額2万5千円とする。ただし、第3条に定める法人の日常業務に従事したと認められる場合に限るものとし、勤務実態に即して支給する。
- (2) 前条第1項第3号に定める法人・施設の業務監査については、出席監事1人につき1回1日2万円とする。但し、前条第1項第1号及び第2号に定める会議等への出席を除く。
- (3) 評議員の報酬は、定款第8条に基づき無報酬とする。
- (4) 理事の報酬は、理事長の職にある理事を除き無報酬とする。

(控除)

第7条 報酬の支払いにあたっては源泉所得税を控除する。

(費用弁償の額)

第8条 費用弁償の額は、会議等へ出席するために必要な費用として、1回につき5千円とする。

(適用除外)

第9条 施設長が理事の場合には、この規程は該当しない。

(出張旅費)

第10条 役員等が職務のため道内・道外へ旅行する場合の旅費については「社会福祉法人釧路丹頂協会旅費規程」を適用する。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員の決議によって行う。

附則

この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年 5月30日から施行する。

附則

この規程は、平成29年 6月21日から施行する。